

経済と経営 26-4 (1996. 3)

〈論 文〉

会 計 理 論 の 研 究 (8) ——資本会計論——

成瀬継男

目 次

- 一 資本会計の意義
- 二 株式会社の資本金
- 三 資本金の増減
- 四 剰余金の意義
- 五 資本剰余金
- 六 利益剰余金

一 資本会計の意義

資本会計 (Capital Accounting) とは何であろうか。資本会計は、「企業に投資された拠出資本と、その修正および留保利益の増減を記録・計算・分類し、期間損益計算の適正化を図ることを目的とする。」ものと位置づけたい。このことは、3つのコンセプトを意味することになる。第1には、資本会計の対象となる範囲は拠出資本のみではなく、その修正や利益のリザーブなどから形成される留保利益も含められることになる。留保利益とは、損益取引の結果から生じた当期純利益が、未処分利益に振替えられ、株主総会において

て利益処分されて企業内部に留保された利益剰余金である。具体的には、利益準備金や特定積立金および任意積立金などである。一方、資本の修正による資本剰余金は資本取引によって生じた剰余金であるので、利益剰余金に比して極めてその資本性が強い。それ故に、資本会計の内容は資本金会計と剰余金会計とに分けられるのである。この点に関して、SHM会計原則でも「狭義の資本は拠出資本と収益または営業活動からの付加分とに分けられ、これら2つの部分は、資本金および剰余金（Capital and Surplus）という用語に表わされる。」（SHM会計原則 山本繁他共訳 17頁）と2つに分類されている。

第2には、記録・計算・分類とは何を前提として行うのであろうか。勿論、それは複式簿記の計算機構にもとづいて行われることになる。複式簿記は、すべての取引を一定のルールに従って二面的に貸借複記するので、その借方合計および貸方合計は一致する。それによって、計算の正否が検証されることになる。この原理は、数学の「個々の和は全体の和に等しい」という定理にもとづくことになる。また、複式簿記は損益の発生原因や財産の増減状態を明らかにすることができるのである。資本会計は、この複式簿記の計算原理を用いて資本金と剰余金との増減を記録・計算・分類し、貸借対照表に表示することになる。

第3には、期間損益計算の適正化を目的とするという概念は、どのようなことであろうか。企業会計の目的は、企業の経営活動による財産の増減と金銭の収支を貨幣額によって、記録・計算・分類し、その結果を企業の利害関係者に表示・伝達することにある。つまり、企業会計はゴーイング・コンサークのものにおける企業の経営活動によって費用・収益がいくら発生したのか、および資産・負債・資本にどのような影響を及ぼしたのか、そして、どのような経営成績および財政状態になったのかなどを、企業の利害関係者に報告することにある。いわば、適切な期間損益計算による適正な期間損益の把握にあるのである。しかしながら、適正な期間損益の把握が困難な場合が生ず

ることがある。例えば、ある簿記上の取引が資本金の増加になるのか、また、資本準備金の増加になるのか、あるいは、その他の資本剰余金の増加になるのか明確でないケースが存在する。それ故に、これらを的確・明確に明らかにすることによって、適正な期間損益計算が確定され、その結果が財務諸表に結実されることになるのである。したがって、資本会計と損益会計とは対立するものではなく、むしろ有機的な相互依存関係にあるのである。

では、資本会計における資本概念（Capital Concept）とは何であろうか。そのコンセプトはいくつか存在するが、次のようなものが考えられる。

第1には、企業の資産総額から負債総額を差し引いた金額、すなわち、純財産と認識する考え方である。この考え方は数式的には〔資産－負債＝資本〕という残高概念であって、資本の実態的な価値を表わすものではない。また、残高概念であるので、その概念が独自に存在し得るものでもない。ここに、この考え方のウイーク・ポイントが存在することになるが、複式簿記においては広く採用されている。

第2に、資本は企業主持分であると認識し、負債は資産に対する債権者持分を表わし、資本は資産に対する企業主持分を表わすことになる。それ故に、企業の持分合計額は資産合計額と等しくなる。この考え方を数式で表わすと、〔資産＝持分〕の等式が成立する。しかし、持分概念で負債・資本項目の全部を説明することには、少し無理があるようである。例えば、準備金や積立金など対象人格のない持分は誰に対する持分になるのであろうか。

第3に、資本は企業の収益力が計数的に還元されたものであり、企業全体の価値を反映するものという考え方がある。しかしながら、資本は企業全体の価値を正確に反映するものではない。資本と収益力とが直接的な関係にあるとみる考え方には、理論的に無理がある。資本力は小であっても企業努力などによって、収益力を高めることができるからである。

第4に、資本は株主が出資した自己資本部分であるという考え方がある。当然に、負債は企業外部の第三者から調達した他人資本部分ということにな

る。企業の資産は自己資本と他人資本を資金調達の源泉形態として構成され、運用されるという考え方である。しかしながら、資金理論としては妥当性を有するとしても、会計理論としては普遍性に欠けるきらいがある。

第5に、R.J. チェンバース（現代会計学原理 塩原一郎訳 158頁）によれば、資本は「ある実体の資産のうち、当該実体による支配について負債による拘束が加えられていない部分にかかるもの」という考え方がある。つまり、資産総額のうち、負債部分を除外したものが資本であるという考え方である。持分説の裏返的な論理であろう。

第6に、パッチコ（財務会計の基礎 飯岡透、中原章吉共訳 159頁）によれば、資本は「株式会社への資産の委託または留保利益の振替えから生じ、法律によって認められる場合を除いて引出しや減少が行われない株主持分の一部である」という考え方がある。普遍性の高いリーズナブルな考え方である。

このように、会計上の資本に関するコンセプトには種々のものがあり、これが定説という形で学説が合意されているわけではない。このことは、どの説が正しいとか、正しくないということではなく、それだけ、資本概念の認識に対するコンセンサスが理論的に難かしいということになろう。したがって、企業会計原則の貸借対照表原則四(三)においても、「資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。」と規定されているのみで、資本についての概念規定はなく、資本金と剰余金との区別から規定されているのである。

二 株式会社の資本金

企業は歴史的な存在形態であるので、その歴史的なプロセスのなかで、ある特定の形態をもって現れる場合がある。そのため、企業形態には種々のものが存在することになる。大きく分けるならば、経営学における企業形態論

的な区別と、法律的な権利能力による区別とに分類される。前者は企業の実質的な内容、つまり、資本の所有関係や、その実態的な支配関係からみた形態論である。後者は設立手続、権利能力、資本調達、利益の分配などを商法等によって規定された法的な形態論である。両者ともに、その主な研究対象となるものは株式会社を中心とした企業であることは変わりがない。

そこで、法律上と経営学上との両面から、会社形態をみてみよう。まず、企業は個人企業と共同企業とに分けられる。個人企業は私企業のなかで、もっとも初步的な形態であり、個人によって所有、経営、管理および危険負担などが全て行われる原始的な企業形態である。個人と企業とが一体ということで、経営モラルや機能性は高いが、その反面、経営能力や信用能力などに劣る部分が存在することが多い。共同企業は複数以上の出資者から構成されるもので、所有と経営が分離されている多数集団企業と、少数の出資者から構成される少数集団企業とに分けられる。前者に属するものが株式会社であり、後者に属するものには合名会社、合資会社などがある。両者の中間に位置するものが有限会社であろう。

株式会社は各種の企業形態の中で、最も代表的な普遍性の高い会社形態である。株式会社は株主の出資額を限度とした有限責任制であり、多数の株主から多額の資本を調達するのに有利な制度である。また、株主は株式の自由譲渡によって隨時に投資関係を解消することができる。この有限責任制と自由譲渡制とが株式会社における資本調達の基本的な特徴となっている。現在の株式会社を中心とした大規模企業形態では所有と経営が分離され、企業経営については専門経営者に委ねられることになる。それ故、経営者は企業努力とその成果の結果を、年1回一定の時期に決算を行い、その年度の業績とその年度に獲得した利益などの処分を株主総会に諮ることになる。株主総会では種々な利益処分の一環として利益の配当などが決定されることになる。なお、株式会社は物的会社の代表的な存在であるが、物的会社とは、その出資構成員の人的信用よりも、據出された財産または資本を基本ベースと

して組織されるものである。これに対して、組織者の人的信用または人的個性をベースとして構成されるものが人的会社である。人的会社には合名会社、合資会社などが含まれる。

合名会社は少数の出資者の出資によって成立し、出資者（社員）全員が経営に参画し、第三者にたいして無限連帯の責任を負う会社形態である。しかし、企業の歴史的な発展過程からみるならば、このプロセスでは所有と経営の分離はみられず、むしろ、所有と経営との一体の段階であろう。それ故に、血縁関係や交友関係などの人的関係によって会社が組織されるケースが多い。

合資会社は合名会社から株式会社への過渡的プロセスの形態と考えられるもので、有限責任社員と無限責任社員から組織される。有限責任社員は債務弁済責任に対し出資額を限度とするが、その責任は直接的である点が、株式会社の出資者と異なるところである。無限責任社員は出資のみではなく、経営に参画し、第三者に対して、無限連帯の責任を負うことになる。なお、合資会社における有限責任社員の存在は、所有と経営の分離が一步前進したプロセスということになろう。

有限会社は全出資者の有限責任制や、資本金の均等分割制が導入されており、株式会社のもつ物的性格と少数規模を対象とする合名会社の性質とを合せ有することになる。例えば、社員数は50人以下であることや、社員すなわち出資者は有限責任制であるが、社員以外の者への持分譲渡は社員総会の承認を必要とすることなどである。また、社員総会では会社の最高の意思決定がなされ、取締役や監査役も置くことができる。そのため、中小規模程度の企業形態に適合することになろう。各種の会社形態について簡単に論述してきたが、ここで、最も代表的で普遍性の高い企業形態である株式会社の資本金について検討してみたい。

では、資本金（Capital Stock）とは何であろうか。企業会計原則には資本概念の規定がないので、商法の考え方で検証していきたい。資本金は商法（第

284条ノ2)において「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」と規定されている。これを法定資本というが、会計上では資本金という。商法が株式会社の資本を法律で規定することは会社財産の確保のために、資本維持の原則から導き出されていることになる。なぜなら、株主は有限責任であるから、債権者の担保となるものは会社資産のみである。そのため、会社が保持すべき純財産の最低基準額を示すものとして資本の額を確定することになる。株式には額面株と無額面株があり、この両者の株式発行額の合計額が原則として株式会社の資本金となる。

では、なに故に発行価額の総額が資本金を構成することになるのであろうか。現行商法では授権資本制度を採用しているが、この制度の法的根拠は、商法第166条③において、「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社が発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ」と規定されているものである。すなわち、定款にあらかじめ会社が将来発行すべき株式の総数を記載し、設立に際しては、その4分の1以上を発行することにより、会社は設立されることになる。そして、会社設立後は定款の規定または取締役会の決議により、必要に応じて、残りの株式（未発行株式）を発行することができる。授権資本の枠がなくなった場合には、株主総会の特別決議によって定款を変更し、現在の発行済株式数の4倍まで増加することができる（商法第347条）のである。

このことは会社設立や資金調達を容易にすると同時に、取締役会の権限を増大させることにもなる。そのため、会社は資金繰りの状況や社会的な信用状態あるいは株式市況などの情勢に応じて、残りの未発行株式を発行することができる。これによって、会社は資金調達を弾力的に行うことが可能となるのである。また、取締役会の決議によって未発行株式を発行することになるので、会社にとって最もタイミングの有利な状況時に機能的に発行することができるのである。

株式会社で発行する株式は、商法第199条において「会社ハ額面株若ハ無

額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得」と規定されているので、額面株式と無額面株式あるいは両者共に発行することができる。額面株式は商法第202条に規定されているように、額面、すなわち、1株の金額が定められている株式で、その金額は均一でなければならない。また、商法第202条②によつて、「発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ」と規定されているので、いわゆる、割引発行は認められないのである。

一方、無額面株式は商法第168条ノ3に規定されているように、額面のない株式であつて、単に株式数のみが記載された株式である。無額面株式は資本調達を容易にすることと、額面株式の欠点を補うために、昭和25年の商法改正の際に導入されたものである。では、額面株式の欠点とは、どのようなものであろうか。それは、額面金額が、会社の実質価値を反映するといわれる発行価額と一致しない場合が多いのである。なぜなら、一般的に発行価額は、配当の有無や配当率、それらの前提となる収益性などが考慮されているからである。すなわち、発行価額は配当額を利子率によって、資本に還元された価格で発行されるようなケースが多いのである。勿論、これは確定的なものではなく、そのような傾向があるということである。

そこで、一般投資家に額面による誤解をさけるため、無額面株式が導入されたのである。無額面株式は額面が存在しないのであるから、会社の実質価値を反映するといわれる発行価額のみが存在することになる。それ故に、額面による誤解は生れる余地がないのである。また、自社の株価や株式市況が悪く、そのため、額面株式を額面で発行することが難しい場合などに、無額面株式を発行することがある。ただし、会社設立の際には、商法第168条ノ3の規定によって、無額面株式の発行価額は、額面株式との均衡上、5万円以上ということになるが、それ以上の金額ならば、どのような額で発行してもよいことになろう。

さらに、昭和56年の商法改正によって「会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ其ノ発行シタル額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコ

トヲ得」（第213条）と規定され、額面株と無額面株の転換が可能となった。この改正によって、額面株式と無額面株式とが取締役会の決議によって、相互に自由に株主の要請で転換できるようになったのである。これによって、株式会社における資本調達の弾力性と取締役会の権限が、また一つ拡大されたことになるのである。

三 資本金の増減

企業会計原則では貸借対照表原則四(三)Aにおいて、「資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発行済株式の数は普通株、優先株等の種類別に注記するものとする。」と規定されている。発行済株式とは、額面株式と無額面株式の発行済のものである。また、発行済株式の種類は、普通株や優先株あるいは劣後株などに分けられる。普通株とは、会社が数種の株式を発行している場合に、優先株がある種の優先権または法律上の有利性を認められているのに対し、法律的に特別な有利性を与えられない株式である。これに対して、優先株は、ある種の優先権、例えば、残余財産の分配などについて、他の種類の株式よりも法的に優先的な権利が与えられている株式（商法第222条）である。

しかし、このことは、株主権の内容そのものが特權的であることを意味するものではない。この株式の権利としては、残余財産分配請求権の他に利益の配当権、株主総会での議決権などがある。つまり、優先株の発行は一般投資家の投資意欲性が促進されることになるし、会社にとっても、資本調達を容易にするというメリットが生まれる。なお、劣後株の発行は、わが国においては、殆ど、その事例をみない。この他に、償還株式、転換株式、無議決権株式などがある。

1 資本金の増加

株式会社の資本金の増加、いい変えると、増資は会社設立後、経営の継続中に資本金を増加することをいう。増資には実質的増資と形式的増資がある。実質的増資は新株の発行などであり、その額だけ会社の資本金が増加するとともに、その額だけ純財産の増加をもたらすことになる。形式的増資は法定準備金の資本組入れなどのように、法定準備金を資本金に振り替えるだけなので、純財産の実質的な増加はともなわないものである。資本金の増加要因として次のものが考えられる。

第1には、通常の新株発行の場合である。新株の発行は、一般的には、会社が資金の調達を目的として行われるものである。その発行数は授権資本の範囲内で行われ、特に定款に定めがなければ、取締役会の決議によって発行できるので、株主総会の決議は必要としない(商法第280条ノ2)。このことは、増資による資本調達が機能的に行われることを意味することになる。新株の発行とは、額面株式、無額面株式、あるいは、普通株、優先株など全ての株式発行を含むものである。ただし、普通株、優先株などの株式種類別に貸借対照表に注記することが企業会計原則で要請されている。それは、株式の種類によって、株主が受ける権利・義務などに違いがでてくるからである。

第2には、法定準備金の資本組入れの場合である。多額の法定準備金(資本準備金および利益準備金)を有する会社が取締役会の決議により、法定準備金の全部または一部を資本に組み入れた場合(商法第293条ノ3)などである。この場合には、その法定準備金の組入額だけ資本金が増加することになる。法定準備金の資本組入れは、資本金が法定準備金と比較して少額である場合などに、健全な資本構成を維持するために制度化されたものである。商法の理念の一つである資本充実の原則から導き出された考え方であろう。

第3には、利益の資本組入の場合である。株式会社は利益の処分に関する株主総会の決議により、配当することができる利益の全部または一部を資本に組入れができる(商法第293条ノ2)。このことは、配当可能な利益

を資本に組入れることになるので、その額だけ受託可能な配当額が減少することになる。そのため、株主総会の承認を得ることが必要となるのである。さらに、その配当可能な利益の配当には限度があり、商法第290条の規定により制限されている。その限度額は、貸借対照表上の純資産額から、(1)資本金、(2)資本準備金と利益準備金の合計額、(3)その決算期に積立られる利益準備金の額、(4)繰延資産のうち開業費、試験研究費、開発費の合計額が(2)と(3)の合計額を超えるとき、その超過額を控除した額である。会社が、この規定に違反して配当した場合には、株主はその配当額を返還しなければならない。

この利益の資本組入制度は、会社の財政上の問題や資金繰りの関係から金銭配当を行うことが困難な場合などに実施されるケースが多い。つまり、利益の配当は原則として、金銭で行われるが、上記の理由などから金銭配当ができない場合に、株式によって配当することができる（商法第293条ノ2）。これを株式配当という。このことによって、会社は資金を内部留保し、同時に、会社の資本金を増加させ、自社株式の市場性を強化させるなどの効果をあげることになる。

第4には、転換社債の株式転換の場合である。株式会社は株式に転換することが可能な社債を発行することができる（商法第341条ノ2）。この社債を転換社債という。転換社債はその所有者が転換権行使した場合に株式に転換され、その額だけ資本金が増加することになる。転換社債は社債の安全性と株式の投資性とを合せ持った有価証券である。なぜなら、会社の財政内容や収益性などが良くない場合には、一定の利子を保証した社債（転換社債）を発行し、その資金の効果的な運用などによって、会社の収益性が高まり、利益の配当が可能となった時に、株式に転換することができるからである。利益なくして配当なしという商法の基本コンセプトから、会社が赤字決算の際には配当はできないので、株主も容易に集まらない。そのため、資金繰りがさらに苦しくなるという悪循環が生ずる可能性がある。このような場合に、確定利息の支払を約束した転換社債の発行は会社の資金調達にとって大きな

メリットになろう。

第5には、呼吸合併による場合である。合併とは、商法第408条の規定によると、2つ以上の会社が1つの会社に合体することである。吸収合併とは、甲会社と乙会社とが合併する際に、甲会社が乙会社を吸収し、乙会社が消滅する場合である。この吸収合併によって、乙会社の全財産が甲会社に包括的に継承された分に対して新株が発行され、乙会社の株主に交付した場合に、甲会社の資本金は増加することになる。この他に、株式の分割などもあるが、これは株式数だけが増加するものであるから、資本金には何らの変更もないし、資本金の増加にならないので、ここでの対象とはならない。

2 資本金の減少

資本金の減少、すなわち、減資は、株主のみではなく債権者にも影響を及ぼすことになる。そのため、会社が減資を行う場合には、株主総会の特別決議や法的手続（商法第375条、第376条）を厳重に経て実施されなければならない。減資にも実質的減資と形式的減資とがある。実質的減資とは会社の規模を縮少し、過剰になりすぎに資本を減少するような場合に行われる。実質的減資には、具体的に、次のようなものがある。

第1には、株式の消却として所有の自己株式を消滅させることである。商法第210条において、原則として自己株式の取得は禁止されている。その趣旨は自己株式の取得を許容すると会社は株式の価格を無理に維持したり、自社の株式を買占めたりする可能性があるからである。また、インサイダー取引なども行われる危険性がでてくるからである。しかしながら、その例外として、商法210条の(一)において、「株式ノ消却ノ為ニスルトキ」は認められている。なお、同条において次のようなケースも認められている。(二)合併または他の会社の営業全部の譲受によるとき、(三)会社の権利の実行にあたり、その目的を達成するために必要なとき、(四)営業の全部の譲渡もしくは譲受などを理由とする株式の買取、または合併を理由とする株式の買取などのときで

ある。ただし、合併にしても営業の譲受にしても、被合併会社の中に自己株式が含まれている場合や、債務者の財産の中に自己株式が含まれている場合にかぎられる。ただし、これらは、あくまで商法上の例外事項である。なお、自己株式の取得または売却は会計上では資本取引であるから、その結果から生ずる売却差益は資本剰余金に記載されることになる。

しかしながら、商法計算書類規則第12条では自己株式は流動資産の部に記載されている。その考え方は、株式は、たとえその発行会社によって取得されても、有価証券としての性格は変わらず、資産の性質を有するという考え方である。この点は商法と会計理論との考え方の分れるところであり、早い機会にコーデネイトされる必要があろう。なぜなら、資本の性格に近い資本剰余金として処理されるのと、資産の売却益として処理されるのでは、大きな違いである。商法と会計理論の分割は共に社会的な影響力を弱める結果になりかねないからである。

第2には、株金の払戻による場合である。株金の払戻とは減資した金額を持株数に応じて株主に払戻すことである。ただし、この方法は額面株式のみにしか適用されない。例えば、10万円払込済の額面株式については5万円を株主に払戻し、残りを5万円株に変更するような場合である。なお、商法第288条ノ2の規定によって、減資額が株主への払戻金額を超えたとき、その超過額は資本準備金として積立てなければならないことになる。

他方、形式的減資は欠損を填補するために株金を払戻すことなく資本金を減少させることである。したがって、純資産は減少しないのであるから、いわゆる、無償減資である。営業成績や収益性などが良くなく、累積赤字をかかえているような場合に行われるケースが多い。なぜなら、このような場合には当然に利益がないので、利益の配当を行うことができない。そこで、会社は形式的減資によって資本金を減少し、資本価値と資産価値とをほぼ等分にしながら、同時に、欠損を填補して将来における配当可能性を生みだそうと意図することになろう。したがって、このケースの減資は会社資産は何ら

減少しないのであるから、形式的、名目的なものとならざるを得ない。形式的減資には株金の切捨の場合と株式の併合のケースとがある。

第1に、株金の切捨とは、額面株式の額面金額を減少または切捨てる方法である。株主が払込んだ株金の一部を株主に払戻すことなく、株主の損失において切捨てる事である。この方法は欠損墳補の場合などに用いられる。具体的な例として、30万円払込済の株式を20万円切捨てて10万円株とするような場合に行われる。なお、各株主が払込んだ株式の額面金額の一部を金銭によって返還する場合もある。

第2に、株式の併合とは、額面株式と無額面とを問わず株式を併合して、2株を1株にするようなケースである。例えば、10万円株2株を併せて10万円株1株とするような場合である。なお、無額面株式については、券面額がないのであるから、減資の方法としては株式数を減少させる以外に方法がない。欠損墳補に必要な額だけ資本金を減資し、その金額を持株数に応じて各株主に負担させることになるのである。なお、第1と第2を併用するケースもあるが、その会計処理は第1と第2に準ずることになる。

四 剰余金の意義

剰余金(Surplus)とは何であろうか。SHM会計原則によると、「剰余金とは、会社における株主持分の総額が、法定資本の額を超過する額である。」(SHM会計原則 前訳者 93頁)と定義されている。そして、剰余金は資本の構成部分として表示されなければならないが、資本金とは区分しなければならないとも述べている。

ペイント・リトルトンによると、「剰余金は資本と同様に、すべての資産にわたっての権利、すなわち、企業の合成された総資産の横断面(Cross-Section)を表している。換言すれば、株主の権利分を測定するに際しては、剰余金は出資額と結合されなければならない。」(ペイント・リトルトン 中

島省吾訳 会社会計基準序説 175 頁)と定義されている。この見解は、持分会計論の伝統的な考え方の表われであろう。

1936 年に、AAA によって発表された、いわゆる第 1 次 AAA 会計原則 (A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports) (AAA 会計原則 中島省吾訳編)によれば、資本と剰余金に関する基準を (14) から (20) まで、7 つのコンセプトにまとめられている。少し長くなるが、初期のアメリカ会計学の考え方を知るうえで、参考になると考えられるので引用してみよう。

(14) 会社の資本について二つの主要区分が存することを認識すべきである。その二つは払込資本と利益剰余金である。そのそれぞれの区分の再分類は必要に応じて行われるべきである。

(15) 払込資本は発行した株式について受け入れた額、即ち、資本金、払込剰余金、再取得株式の売出と割引で買戻した再取得株の消却とから生じた利得、および、株式配当や資本組入その他による利益剰余金から資本金勘定への振替分から構成される。払込資本勘定よりの差引は発行株式の償還、再取得株式の消却あるいは清算配当から生ずることとなる。

(16) 再取得株式の原価は、もしその株式が再発行され得るものならば、資産としてではなく資本と剰余金との合計額からの一括差引分とみなすべきである。もしもその株式が再発行されないものであれば、あるいは未発行株式乃至消却済株式として処理されているのであれば、その原価は、資本が正式に減額せられた額までは資本金勘定に、もしその上で残額が存すればその株式に対して按分配賦され得る払込剰余金額までは同剰余金に、その原価中このようにして未だ吸収され切れない部分は利益剰余金に、それぞれ借記されるべきである。

(17) 払込剰余金も剰余性リザーブもどちらも損失の墳補に当ててはならない。すべて原価の償却分、損失の認識分およびその他の資産価値の消費分について、借記は、損益勘定を通じて利益剰余金に賦課するという手続をもつ

て行われねばならない。

(18) 利益剰余金への借記または貸記は次の様な場合に限る。損益勘定の貸借差額として期間報告書に示される分、株主への配当、消却の為に償還された株式または消却された再取得株式の原価で払込資本額を超える分、および、運転資本の保持、減債基金への振込み、等の目的の為にとりのけられた剰余引当額の減額、利益剰余金はその会社自身の株式に関する取引から生じた貸記分あるいは払込資本その他の資本勘定からの振替分を含んではならない。

(19) 欠損が、会社の正当な決議を通じ、資本金の額面額乃至表示額の減額あるいは払込剰余金への振替えによって塡補されている場合には、それ以後の利益剰余金には、会社の発足以降のある時点から始まる分であることを明示する様な項目名を附すべきである。

(20) 期間的報告諸表には資本金および剰余金勘定の充分詳細な分析表を掲げて、その会計期間中に生じた各種の変動の本質を、株式の売出乃至取得から生じた払込資本の増減をも含めて、明示しなければならない。

では、わが国の企業会計原則では剰余金について、どのように考えているのであろうか。企業会計原則注解〔注19〕において、「会社の純資産が法定資本の額をこえる部分を剰余金という」と定義されている。これを数式で示すと、純資産額(資産総額－負債総額)－法律上の資本金＝剰余金ということになる。つまり、株式会社の資本金は商法の規定によって構成されるが、それ以外に、例えば、資本の修正や損益の発生などによって生ずる純資産額の增加分で、資本金に算入されないものは剰余金として取り扱われることになる。

したがって、剰余金とは、株式会社の自己資本のうち商法の規定する資本以外の部分ということになる。本来的には、株式の払込と同じように資本の一部を形成するとみなすべきものであるが、株式の払込とは法律的に性格を異にするため、資本金と剰余金とに区別されることになる。すなわち、資本金も剰余金も企業の経営活動における財務的源泉としては同一の機能を果たすが、その発生源泉が異なるために区分されるのである。

剩余金は資本剩余金と利益剩余金とに分類される。資本剩余金は、資本の修正や更生などによって生じたものであるが、企業内部にリザーブされた部分である。利益剩余金は企業の経営活動により生じた利益の留保部分である。この両者は期間損益計算の適正化を図るためにも、厳重な区分が要請されている。なお、剩余金については企業会計原則と商法との考え方には異なるところがある。両者の考え方の基本的な違いは、企業会計原則では、伝統的な会計理論の立場から維持されるべき資本概念を拡大して認識する傾向があるのに対し、商法では、これも伝統的な商法の考え方から、払込資本以外のものは利益とみなすという傾向があるからである。この両者の考え方の違いのために、剩余金の種類も異なることになるのである。より具体的にいうならば、商法が資本概念に対し配当可能なものと配当不能なものとに区別するからである。つまり、配当可能なものが剩余金ということになり、配当不能なものが資本金と法定準備金ということになる。

五 資本剩余金

資本剩余金 (Capital Surplus) とは、資本そのものを増減させる取引から生じた剩余金である。資本を増減させる取引とは、いわゆる資本取引であり、その資本取引を源泉とする剩余金である。資本取引とは企業資本の増加または企業資本に課せられる取引である。具体的には、資本の払込みによる取引と、その修正による取引である。それ故に、費用収益の発生による取引である損益取引とは、厳重に区別されなければならない。資本剩余金の分類については、払込剩余金、合併剩余金、減資剩余金および贈与剩余金、評価替剩余金などに分けられる。しかし、企業会計原則注解〔注2〕によって、「商法上資本準備金として認められる資本剩余金は限定されている。従って、資本剩余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剩余金の区分に記載されること

になる。」と規定されている。そのため、会計上の資本剰余金は、商法上の資本準備金と、その他の資本剰余金とに区別されることになる。

1 資本準備金

資本準備金とは、資本剰余金のうち株式払込剰余金、減資差益、合併差益の3項目である（商法第288条ノ2）。この3項目は、その額に限定がなく、無制限に積立てられることになる。この点が同じ法定準備金である利益準備金とは異なるところである。なお、資本準備金は商法第289条の規定によつて、資本の欠損の墳補と資本金への組入れ以外に取崩すことはできない。このことは、利益準備金も含めて法定準備金の使途範囲が限定されていることになる。では、なに故に法定準備金を設定するのであろうか。その設定理由は、資本取引による剰余や会社が獲得した利益を配当や賞与として企業外部に流出してしまうと、経済の不況や経営不振のときに、財政的にこれをカバーするものがないので、急激に経営危機に陥る危険性が生じる。そのため、法定準備金を設けて企業の財務上の体質を強化し、不況やその他の経営危機に対し抵抗力を強めることにある。このことを法的に制度化したものが法定準備金の設定根拠である。

(1) 株式払込剰余金

商法（第284条ノ2）によって「株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額、会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超エル部分ニ限ル」と規定されている。会社の資本金は基本的には額面株式の発行価額の総額と無額面株式の発行価額の総額である。ただし、額面株式は発行価額の2分の1以下ならば資本に組み入れないで、資本準備金とすることができます。それ故に、発行価額100,000円の額面株式の場合に、50,000円以下の金額ならば資本に組入れないで、資本準備金すなわち株式払込剰余金とすることができます。一方、会社設立に際して発行される無額面株式については、その資本組入額は50,000

円である。そのため、発行価額が90,000円ならば50,000円が資本金に組み入れられるから、株式払込剰余金に組み入れられる金額は40,000円となる。しかしながら、この規定は会社設立の際のケースで、会社設立後の無額面株式の規定は存在しないから、取締役会の判断に委ねられることになる。したがって、会社設立後の無額面株式の発行価額は会社の業績や収益性あるいは株式の市況などを適切に判断して、合理的に決定されることになる。

なお、昭和56年の商法改正において、現行の規定に改正されたが、改正前の商法では額面株式について、発行価額が額面額を超える額については、株式発行差金として資本準備金に組み入れられていた。これは一般に、プレミアといわれていたが、このプレミアは会社の経営が順調で会社の安全性も高く、現在および将来の収益性も大きいと予想される場合に発生するものである。なぜなら、一般の投資家はこのような会社に対して、額面を超えて将来の配当や収益性に投資するからである。そのため、新規の投資者が、旧株主に対して、プレミアを支払うことは当然の代価であると考えられるからである。しかし、このプレミアは経営目的から考えても収益に属するものではないので、株式発行差金として処理されていた。しかしながら、発行価額と額面価額との格差が大きくなり、弊害も多くなつたので、昭和56年の改正で発行価額主義を取り入れ、株式発行差金は削除されたのである。

(2) 減資差益

減資差益とは、商法（第288条ノ2）によると「資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」と規定されている。つまり、会社の資本金の減少額が株式の消却または株主への払戻額あるいは欠損填補額を超えた差額である。例えば、資本金10億円の会社が欠損金1億2千万円を出し、2億円を減資して株主に5千万円を払戻した場合に、3千万円が減資差益となる。株主に1円も払戻しをしなければ8千万円が減資差益となる。減資差益を資本準備金とする理由は、会社が欠損金を出し、それを填補するために減資す

るのであるから、経営目的から考えても収益になるはずがない。仮に、収益に組み入れたなら、現在の複式簿記の原理・構造は根底から壊れてしまうことになろう。しかし、実際に8千万円の差額が出るので、資本の一部修正と考え、資本準備金として処理することになるのである。

では反対に、減資差損が生じた場合には、どのような処理をしたらよいのであろうか。勿論、減資差損は欠損金額より多めに、資本金を減資すれば生じないのではないかという意見もある。しかし、1億5百万円の欠損金を填補するために、2億円を減資することは必要ないであろう。1億円を減資すれば5百万円の減資差損が生じることになる。商法では、減資差損に対する規定はないが、減資差損を資本準備金から控除することは資本準備金の性格からみて適切ではない。また、特別損失の項目に計上することは特別損失の整合性を欠くことになろう。やはり、未処分損益から控除することが合理的で妥当性が高いことになろう。

(3)合併差益

会社の合併には、合併会社甲と被合併会社乙とが合併して会社甲となる吸収合併と、会社甲と会社乙とが合併して新設会社丙を設立する新設合併がある。2つの会社が合併して生じた合併差益は、商法の規定によると「合併ニ依リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」(第288条ノ2)と規定されている。このことは、合併により消滅した会社、すなわち、被合併会社から継承する純財産額が、これに対して発行する株式の額面額を超える部分ということになろう。例えば、甲株式会社が乙株式会社を吸収合併することにし、乙会社の純財産10億円(資産総額20億円、負債総額10億円)に対して、甲会社は新株8億円(1株5万円、16,000株)を発行し、乙会社株主に交付したとしよう。甲会社の仕訳帳において、借方は乙資産20億円であり、貸方は乙負債10億円、資本金8億円、合併差益が

2億円となる。このことによって、被合併会社株主の払込金額の一部が合併会社に継承されることになるのである。したがって、この合併差益は、本来は乙会社株主の持分の一部であるから、資本の修正という意味で資本準備金として処理されることになる。

しかしながら、企業会計原則注解〔注19〕において「合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。」と規定されている。一方、商法第288条ノ2においても「第1項第5号（合併差益の規定、筆者注）ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス」と規定されている。つまり、商法では、合併により引継いだ純資産の額が交付した株式などの額よりも大きい場合に、その差額は資本準備金にするという考え方である。さらに、合併差益を資本準備金として積立てることを要請しているが、被合併会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額に相当する金額を資本準備金としないことも認めている。ただし、利益準備金に相当する金額はそのまま利益準備金としなければならないことになる。勿論、任意積立金や未処分利益を、どのように引継ぐかは会社の自由裁量である。

この考え方は、買収法と持分プーリング法の折衷法であろう。買収法とは合併によって取得した資産、負債を公正な金額で評価し、その差額と交付した自社株式の額との差額を合併差益として処理する方法である。持分プーリング法とは合併によって取得した資産、負債を帳簿価額で引継ぎ、さらに、資本準備金、利益準備金なども、帳簿価額で継承し、その純財産額と交付した自社株式の額との差額を合併差益とする方法である。わが国の企業会計原則も現行商法も、この買収法と持分プーリング法との中間的な考え方方に立っていることになる。つまり、この考え方のコンセプトは時価主義と原価主義

の折衷主義であろう。また、この考え方は実務的にも広く採用されている。

2 その他の資本剰余金

その他の資本剰余金とは、企業会計原則注解〔注2〕によると、「資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。」と規定されている。したがって、その他の資本剰余金は資本取引を源泉とする剰余金であって、商法上の資本準備金以外の剰余金ということになる。具体的には、社会的な性格を持つ受贈資本(国庫補助金、建設助成金)、資本墳補を目的とする贈与剰余金(私財提供益、債務免除益)、資本助成を目的とする工事負担金、および資本価値修正に伴う保険差益などである。ここで、その他の資本剰余金について検討してみよう。

(1)国庫補助金・建設助成金

国庫補助金とは、工場・建物などの取得または改良にあてるため、国または地方公共団体から補助金を受取った場合などに生ずる。勿論、工場・建物のみならず、設備資産や機械装置などの購入も対象とされる。これらの補助金や助成金は、資本助成の性質をも持っているので、資本取引とみなし資本剰余金を構成することになる。なお、企業会計原則注解〔注24〕において「国庫補助金・工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」として、圧縮記帳を認めている。圧縮記帳とは、法人税法第42条以下で認められているもので、取得価額から税法上の圧縮限度額を控除して記帳する方法である。例えば、取得価額10億円の建物があり、その圧縮限度額が3億円の場合に、建物価額は7億円として計上されることになる。

(2)私財提供益・債務免除益

私財提供益とは、会社の経営成績が悪く、累積赤字をかかえているような場合に、株主や役員などから私財を提供された場合などに生ずるものである。

その場合に、会社に提供された財産は資本填補を目的とするものと考えることができるのであるから、資本取引とみなして、他の資本剰余金を構成することになる。提供された財産は適正な評価額によって資産計上され、提供益は貸方に計上される。

債務免除益とは、会社の経営成績が悪く、累積赤字をかかえているような場合に、債権者などが会社に対する債権を免除することである。債務免除が資本の欠損の填補を目的として行われる場合には、資本取引とみなして、他の資本剰余金を構成することになる。ただし、それは資本の欠損を填補する範囲内に限定され、それを超えた免除益は利益剰余金を構成することになる。

(3)工事負担金

工事負担金とは、法人税法第45条によると「各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は地方鉄道、軌道若しくは有線放送電話の利用者その他その施設によって使益を受ける者から金銭又は資材の交付を受ける」場合などである。NTTの電話加入権など、その典型的な例であろう。これらの負担金が会社に対する資本助成の目的であるならば、施設利用者による資本拠出になるから、資本取引とみなして資本剰余金を構成することになる。

(4)保険差益

保険差益とは、法人税法施行令第85条によると、保険金などの額から減失した固定資産の減失直前における帳簿価額を控除した残額ということになる。すなわち、建物、器具備品などの固定資産が火災などによって焼失した場合に、それによる保険金受取額が当該固定資産の帳簿価額を超えている場合に、その超過額が保険差益となる。例えば、帳簿価額1億円の建物に対し3億円の火災保険を掛けていたとしよう。実際に火災によって全焼したので、保険会社から3億円を受取った場合には、2億円が保険差益となる。貨幣価値下落の経済情況下では、再建に多額の資金を必要とするので、一般的には

帳簿価額より多額の保険契約をすることになり、そこに保険差益が生ずることになる。保険差益のうち、資本の価値修整をともなうものは資本取引とみなし、その他の資本剰余金を構成することになる。

六 利益剰余金

利益剰余金（Earned Surplus）とは、損益取引によって生じた剰余金で、毎期の純利益を会社内部に留保したものである。利益の内部留保には利益剰余金、特定積立金、任意積立金、未処分利益剰余金などがある。利益剰余金（商法では利益準備金という）とは商法によって、毎決算期に利益の処分として支出する金額の10分の1以上を、積立てることが要請されているものである。それ故に、利益準備金は本来的に損益取引、つまり、通常の営業活動から生ずる剰余金である。なぜなら、決算の度ごとに企業努力の結果が当期純利益という具体的な金額で表示され、それが前期繰越利益に加算されて当期未処分利益となるからである。そして、この未処分利益が株主総会において利益処分の対象となり、配当金や役員賞与金などと共に利益準備金や任意積立金を構成することになる。したがって、利益剰余金の源泉は通常の営業活動から獲得された当期純利益ということになるのである。なお、利益剰余金の設定理由は、会社が獲得した利益を配当や賞与として全て企業外部に流出してしまうと、経営不振のときには財政的に苦しくなる。そのため、利益の一部を企業内部に蓄積することによって、財務能力を高めることにある。

(1) 利益準備金

利益準備金とは商法第288条によると「会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一二達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ十分ノ一以上ヲ、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス每ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」と規定されている。この規定によって、会社は毎決算期に金銭による利益の配当額の10分の1以上、中間配当による金

錢の分配ごとに、その 10 分の 1 以上を資本金の 4 分の 1 に達するまで積立てなければならないことになる。例えば、個人の家計ならば強制的に給料から天引貯金されるようなものであろう。そして、利益準備金は資本金の欠損を填補する場合などに取崩すことができるが、その場合には商法第 289 条の規定によって、資本準備金の取崩よりも先に取崩されることになる。

では、なに故に、商法は利益準備金の積立てを強制するのであろうか。商法のコンセプトの一つに資本充実の原則があり、これは株式会社が資本額に相当する財産を実質的に保持することを要請する原則である。この原則によって、会社財産が健全にキープされ、会社の安全性が確立され、同時に、そのことが、もう一つのコンセプトである債権者保護につながるからである。ただし、ここで疑問になることは、金銭配当による積立規定はあるが、株式配当などによる場合の規定がないことである。法律上、規定がないということは積立てなくともよいことになるのであろう。つまり、金銭配当の場合には金銭が企業外部に流出するが、株式配当の場合には株主総会で利益処分の形をとるが、実際に金銭は外部に流出しないし、利益処分の一部が株式（資本金）に変わることであるからである。もう一つ疑問になることは、金銭配当の 10 分の 1 以上の積立を要請するだけで、上限を制限する規定がないことである。このことは、将来の発展のために、内部リザーブの部分が多くなることは、商法の理念の一つである債権者保護の精神に合致することになるので、特に上限を制約する必要がないからである。

(2)任意積立金

任意積立金とは法定準備金（資本準備金と利益準備金）に対するものであり、会社が株主総会の決議によって任意に設けることができる積立金である。この積立金は利益準備金や配当額などを決定した残額の未処分利益を株主総会の合意で内部リザーブされたものである。この積立金は、その目的にそって積立られる特定目的積立金と、特定目的のない積立金とに分けられる。特定目的とは、(a)将来の発展に備える場合、(b)将来の損失に備える場合、(c)将

来の配当額を安定させる場合、(d)契約にもとづく場合などに分けることができる。(a)に属するものには事業拡張積立金、新築積立金などがあり、(b)に属するものには偶発損失積立金、欠損墳補積立金などがある。(c)に属するものには配当平均積立金、中間配当積立金などがあり、(d)に属するものには社債契約にもとづく減債積立金や労働協約にもとづく退職給与積立金などがある。これに対して、特定目的のない積立金は別途積立金ともいわれ、いかなる目的にも対応できる積立金である。例えば、将来の不測の事態や事業拡張、欠損墳補などにも用いることも可能であるし、その他のいかなる目的にでもその取崩しが可能である。しかしながら、特定目的の積立金とは異なり、その取崩しの場合には株主総会の承認を必要とする。なお、特定目的の積立金でも、その目的以外の取崩しの場合には株主総会の承認を必要とすることになる。

(3) 剰余金の取崩し

多額の欠損を墳補する場合に、一つの方法としては、剰余金を取崩して処理することになる。だが、剰余金にも種々なものがあり、その性格も異なるので、どの剰余金から取崩したらよいのか、その順位が問題になる。商法では「利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ墳補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ」(第289条の②)と規定されている。つまり、利益準備金によって欠損墳補をしても、なお不足する場合でなければ資本準備金を欠損の墳補に当ててはならないことになる。それ故に、欠損墳補のための取崩し順位は資本準備金より利益準備金の方が先になる。このことは、資本性の小なるものから大なるものへと取崩していくことを意味することになる。そこで、商法の考え方従って取崩し順位を考えてみよう。まず、第1には当期純利益(もしあれば)であり、第2は欠損墳補積立金であろう。第3には別途積立金であり、第4は欠損墳補積立金以外の特定積立金であり、第5はその他の資本剰余金である。そして、第6には利益準備金であり、第7には合併差益と減資差益による資本準備金であり、第8に

株式払込剰余金による資本準備金ということになろう。ここで問題となることは、第5と第6の順位である。なぜなら、その他の資本剰余金に対する資本性の問題は種々な見解に分かれているからである。

つまり、商法においては、その他の資本剰余金は法的規制のない任意積立金と同じ順位にあると認識されている。それ故、商法では、法定準備金である利益準備金の方が、その他の資本剰余金よりも資本性は大きいと認識されていることになる。しかしながら、伝統的な会計理論の立場から考えると、利益準備金よりも、その他の資本剰余金の方が資本性は大きいと考えざるを得ない。なぜなら、法定準備金であっても、利益準備金はあくまで損益取引を源泉としているのに対して、その他の資本剰余金は資本取引を源泉としているからである。しかるに、商法のみならず財務諸表規則第116条においても「一任意積立金繰入額、二その他の資本剰余金繰入額、三利益準備金繰入額、四資本準備金繰入額」と規定されている。だが、この規定の意味は、第115条に規定される損失金処理計算書における損失処理の記載項目の区分表示を示しているだけで、直接に欠損墳補の順位を示しているものではないが問題は残る。

この点、企業会計原則では、貸借対照表原則四(3)Dにおいて「法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。」と規定されている。この意味は、資本準備金に準ずるもの（その他の資本剰余金）は資本準備金の次に区分表示しなければならないことを意味する。利益準備金に準ずるもの（任意積立金）は利益準備金の次に区分表示しなければならないということである。勿論、この規定は区分表示の順位であるので、直接的な欠損墳補の順位を示しているものではないかもしれない。しかしながら、資本性の大小の順位は間接的には示唆していることになろう。

ここで、資本金と剰余金について、わが国の企業会計原則の手本となったSHM会計原則（前訳書）によって整理してみたい。SHM会計原則は、資本

金について「貸借対照表は(a)授權資本金額とともに(b)発行済資本金額を表示しなければならない。」と規定している。わが国の商法は授權資本の枠内で、発行済株式の発行価額の総額を資本金とするので同一の考え方である。なお、わが国の企業会計原則では資本に対する規定がないので、資本に関しては、商法の規定に従うことにならざるを得ない。

次に、剰余金について、SHM会計原則によると「剰余金とは、会社における株主持分の総額が、法定資本の額を超過する額」と定義している。そして、また、剰余金は「資本の構成部分として表示されなければならない。」とも規定されている。このことは、企業会計原則注解〔注19〕において「会社の純資産が法定資本の額をこえる部分」と規定されているので、同じ認識の上に立っている。そして、SHM会計原則は、利益剰余金について「利益剰余金とは、会社によって稼得された剰余金部分である。」と定義している。企業会計原則注解では「利益を源泉とする剰余金」と規定されているので、同じ考え方方に立っている。つまり、両原則とも損益取引によって生じた利益を企業内部にリザーブしたものが利益剰余金という考え方である。

また、資本金と剰余金との関係は、H. R. ハットフィールド（近代会計学 松尾憲橋訳 224頁）によれば、両者には「類似性がときどきみられる。たとえば、資本金と剰余金そして未処分利益が一括してグループ化され、単一の総額の中に含まれる計数表においてみられるように、また、さらに公表貸借対照表においても資本金と剰余金が同様に結会されるのもまれではない。」と述べている。しかしながら、このことは今世紀初期の会計の創成期の頃である。両者には法律上の違いはあるが、資本金は株主によって據出された資本であるのに対し、資本剰余金は資本の修正によって生じたものであり、利益剰余金は利益の内部留保によってリザーブされたものである。この点に関して、黒沢教授は「資本の移転によっては利益を生じない」という命題は、最も重要な会計原則の一つである（黒沢清 近代会計学 299頁）と論じられている。例えば、資本取引を損益取引に混同すれば、資本が利益に転化され、

資本の食いつぶしになり、損益取引を資本取引に混同すれば、利益の過大表示が生ずることになると指摘されている。しかしながら、剰余金について、ペイトン・リトルトン（前訳書 164 頁）は「すべての剰余金は、特定の目的に限定されない、一般的な緩衝物または余裕分（Margin）と考えてよい。損益の可能性や偶発債務にたいする準備のために、剰余金に特別な名称を与えてこれを充用することは、さほど有益とは考えられない。」と、述べているように、剰余金はマージンであり、特定の目的に拘束されないという比較的、弾力的な考え方も存在するが、やはり、資本との係わりがあるので、厳格に考えた方が、よいであろう。

ここで、アメリカ会計学における資本概念について考えてみよう。アメリカでは、資本を持分（Equity）という概念で把える。この考え方には、会計の主体が資本主から企業体そのものに推移したことに原因する。すなわち、資本でも負債でも $G - W - G'$ に投入されれば、財務的には同一の機能を果たすことになるので、両者を持分という概念で把えることが可能となる。つまり、資本と負債は財務的な同一カテゴリー上に存在するという認識に立脚することになる。そこでは、資産 = 持分という等式が成立することになろう。株主持分は企業資産に対する残余持分を表わし、債権者持分は企業資産に対する請求権を意味することになる。この考え方には、AAA の 1957 年リビジョンによって導入された概念で、「債権者の権利分あるいは持分（負債）は、これまでの諸活動あるいは出来事から生じたその企業実体にたいする請求権で、通常は、その解決に会社の財の支出を必要とする。株主の権利分あるいは持分は会社の資産にたいする残余持分請求権を表わす。」（AAA 会計原則 中島省吾訳編 139 頁）と、規定されている。企業実体が持分を保有していないことは、まず、あり得ないであろう。それ故に、持分は企業実体の所有下にある企業資産という概念が成立するのである。株主持分、債権者持分のいづれにも属さない持分は、企業持分ということになろう。しかしながら、株主持分はゴーイング・コンサーンを前提とする場合には、永久的に返済されない

持分であるのである。

以上で、資本会計について主に商法と企業会計原則との両面からアプローチしてきたのであるが、その歴史的な背景や学問的体系の違いから、両者が全て一致しているわけではない。日本に複式簿記が導入されたのは、明治6年に福沢諭吉の手によって「帳合ノ法」が紹介されてからである。それ以来、120年余の歴史があり、その間に積みあげられてきた理論的・実践的な体系と、その蓄積とが存在するのである。

一方、商法においても、民法から分離して慣習化され、ヨーロッパ諸国に強い影響を与えながら、世界的な慣習法として発展してきたのである。そして、日本にも導入され、明治32年3月に公布されたのである。それ以後は、憲法を中心とした法体系のなかで、理論的にも実践的にも積みあげられてきている。その歴史的な学問体系の集積が、現在の商法の内容と規定となつて存在しているのである。そのため、企業会計審議会より発表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」の中で、コーディネイトしても完全になし得るものではないであろう。

それ故に、商法と企業会計原則との関係は商法および商法計算規定の補完的役割を果たすため、あるいは、商法および商法計算規定の解釈指針として機能しているに過ぎないという見解も存在することになる。この補完的役割を主体的役割に変革させるためには、企業会計原則自体が豊かな構想力にもとづく精緻な理論規範と、広く社会的な認識に立脚した普遍性の高いアカデミックなモデルを創りあげなければならぬであろう。さらに、よく吟味された体系的な実務規範と実践基準とを創りあげなければならぬ。これらの諸条件を十分にクリアーすれば、自ら必然的に商法および商法計算規定などの理論的・実践的な規範となり得るであろう。